

○一関工業高等専門学校寄宿舎防火規則

昭和39年12月16日制定

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校寄宿舎における防火管理の徹底を期し、火災に因る被害の絶無を目的とする。

第2条 前条の目的を達するため寄宿舎に防火監視員を置く。

2 防火監視員は、寮長、副寮長、ブロック長及び管理委員をもってこれに充てる。

第3条 防火監視員の任務は次のとおりとする。

- 一 防火思想の普及及び高揚
- 二 防火訓練
- 三 その他防火に関すること

第4条 火災警報の発令その他火災発生のおそれのある場合は、防火監視員はその旨寮内に伝達し、全寮生の注意を喚起しなければならない。

第5条 火気を使用しようとする場合は、防火監視員を経て、寮務主事の許可を受けなければならない。

2 火気の使用に際しては、細心の注意を払い、火災発生の防止に努めなければならない。

第6条 寮生は、進んで防火に関する知識を広め、防火管理の完璧を期するよう努めなければならない。

第7条 寮生は、有事に際し、被害を最小限にとどめるため防火訓練によって技術錬磨を図らなければならない。

第8条 寮生は、火災発生を知ったときは、直ちに臨機の処置を取るとともに、宿日直勤務者に報告し、その指示に従わなければならない。

第9条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、昭和39年11月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月7日規則第2号）

この規則は、昭和49年3月7日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第121号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月1日規則第11号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月14日規則第3号）

この規則は、平成25年6月14日から施行し、平成25年4月1日から適用する。